

令和7年度 山形県町村会事業計画

1 基本方針

毎年のように発生する地震・台風・豪雨等の災害が地域を疲弊させており、本県においても昨年7月の豪雨災害は人的・物的に甚大な被害をもたらし、被災町村は復旧・復興のため懸命な対応を行っている。

新型コロナウイルス感染症の5類引き下げ、観光需要の回復、給与所得の増加などにより、社会生活、経済活動は徐々に改善しているが、日本全体の課題となっている人口減少や少子高齢化など厳しい状況が続いており、社会経済活動を廻しながら、地元の実質的所得を増やしていくことが重要となっている。

町村が地域住民の安全・安心を確保し、当面する諸課題解決に取り組み、自主的・主体的な地域づくりを進めるため、本会町村の意思を結集し、全国町村会等関係団体と連携しながら、適宜、適切な政務活動を展開する。

各分野における国、県、他県町村、企業の取り組み等の情報を的確に把握し、情報を共有するとともに、地方創生の推進に資するため、県選出国會議員、国及び県幹部職員との意見交換会のほか、自治研修事業、調査活動を効果的に実施する。

全国町村会、一般財団法人全国自治協会、全国町村職員生活協同組合が実施する各種共済事業を推進するとともに、各一部事務組合事務について適正・効率的な運営に努める。

2 会議関係

- (1) 総 会 3回（その他必要に応じ開催。）
（5月〔7年第2回〕、10月〔7年第3回〕、2月〔8年第1回〕）
- (2) 正副会長会 3回（その他必要に応じ開催）
- (3) 委 員 会 各3回〔総務委員会・産業経済委員会〕
（7年4月、7年8月、8年1月、その他必要に応じ開催）
- (4) 監査委員会 3回（4月決算監査（公有物件共済事業特別会計）、
8月決算監査（一般会計他）、12月現況監査）
- (5) 町村振興政策調査会 2回（4月及び7月）
- (6) 町村行政問題研究委員会 1回（5月）
- (7) 各地方町村会事務局長会議 必要に応じ開催
- (8) 町村総務担当課長会議 必要に応じ開催

3 政務活動及び調査研究等

- (1) 総会決定事項を政務活動の基幹とし、全国町村会及び各地方町村会との緊密な連絡協調を図り、重要問題については、随時、国・県等に対し陳情要望運動を展開する。

運動の効果をあげるため、全町村長の参加による県選出国會議員並びに県知事との懇談会を開催する。

また、国・県における施策等に関する情報交換を重視し、中央省庁幹部職員との意見交換会、総務・産業経済各委員会における県幹部職員との意見交換会を開催する。

- (2) 町村振興政策調査会において、政務活動の根幹となる国・県に対する要望事項の検討、並びに情報交換や資料の収集配布を積極的に行う。
- (3) 町村行政問題研究委員会において、町村職員給与等人事管理、重点施策等にかかる調査研究、情報交換、資料の収集配布を積極的に行う。
- (4) 全国山村振興連盟、全国過疎地域連盟、全国観光地所在町村協議会、全国市町村水産業振興対策協議会並びに北海道・東北六県町村会協議会など関係団体と密接な連携のもとに随時政務活動を展開する。

4 自治研修

社会経済情勢が急速に変化する中で、多様化する行政ニーズに対応した的確な行財政運営に資するため、次の研修の実施・協力を行う。

- (1) 本会主催研修

- ① 町村長研修
- ② 副町村長研修
- ③ 総務担当課長・企画担当課長の合同研修

- (2) 他団体主催研修への協力・斡旋

- ① トップセミナー（主催：公益財団法人山形県市町村振興協会）
- ② 市町村特別職等研修会（主催：公益財団法人山形県市町村振興協会）
- ③ 市町村長特別研修（主催：地方公務員制度研究会）
- ④ 市町村職員中央研修所の各種研修
- ⑤ 自治大学校研修

5 情報発信等

- (1) 本会「会報」を毎月1回市町村等に電子メールにより配信する。
- (2) 中央、地方における町村に関係の深い事項について、随時、政務情報として送付するなど資料の提供に努める。
- (3) 本会ホームページに各種情報を掲載し、利便性を図る。

6 自治功労者表彰

- (1) 本会表彰規程に基づく自治功労者の表彰
町村長 就任3期の者
- (2) 全国町村会表彰の内申及び伝達

7 災害共済事業

- (1) 災害共済関係各事業の加入を積極的に推進する。
公有建物共済の適正加入勧奨、公有自動車共済並びに総合賠償補償保険、
団体生命共済、職員生協関係事業、職員任意共済及び職員個人年金共済各
事業の加入推進により公有財産の管理保全と職員の福利厚生に努める。
- (2) 打合会等
 - ① 事務担当者打合会
 - ② 全国災害共済部の各事業打合会
 - ③ その他

8 軽自動車移動通報等事務

昭和33年度より県内全市町村から本会が事務受託

届出移動等取扱事務については、昭和46年度より社団法人全国軽自動車
協会山形県事務取扱所に再委託

- (1) 軽自動車税についての情報収集や資料の整備、申告書等の発注を行うと
ともに、再委託先の社団法人全国軽自動車協会山形県事務取扱所との連携
を図り、課税客体の把握に努める。
- (2) 軽自動車税の運用に関する研修会を開催する。

9 山形県市町村交通災害共済組合事務

昭和44年度より本会が事務取扱

- (1) 関係市町村支部との連絡協調をはかりながら、会員の加入推進を図ると
ともに、堅実な組合運営に努める。
- (2) 組合議会 3回
- (3) 監査委員会 1回
- (4) 例月出納検査 毎月1回
- (5) 打合会
 - ①事務担当者打合会 1回
 - ②主管課長等会議 必要に応じ開催
 - ③他県交通災害共済事業実施団体等を通じ、情報交換、資料収集整備と調
査研究を行う。

1 0 山形県消防補償等組合事務

平成5年度より本会が事務取扱

- (1) 市町村と連絡を密接にし、組合事務処理の遂行に努めるとともに堅実な組合運営に努める。
- (2) 正副組合長会議 2回
- (3) 組合議会 2回
- (4) 監査委員会 1回
- (5) 例月出納検査 毎月1回
- (6) 打合会
 - ①事務担当者打合会 1回
 - ②主管課長等会議 必要に応じ開催
 - ③消防団員等公務災害補償等共済基金、北海道・東北六県連絡協議会等の会議等を通じ、情報交換、資料収集整備と調査研究を行う。
- (7) 組合受託業務として市町村等非常勤職員公務災害認定事務を処理する。

1 1 山形県市町村予備消防団見舞金協議会事務

平成14年度協議会設立（事務局：山形県消防補償等組合）

- (1) 関係市町村と連絡を密接にし、協議会事務処理の遂行に努める。
- (2) 総 会 1回
- (3) 正副会長会 1回
- (4) 監 事 会 1回
- (5) 主管課長等会議 必要に応じ開催

1 2 山形県自治会館管理組合事務

平成10年度より本会が事務取扱

- (1) 各市町村との連絡調整を図りながら、山形県自治会館（土地及び建物）の堅実かつ効率的な管理運営に努める。
- (2) 組合議会 2回
- (3) 監査委員会 1回
- (4) 例月出納検査 毎月1回
- (5) 防災訓練 1回
- (6) 打合会
 - ①同居団体事務局長等会議 必要に応じ開催
 - ②同事務主任者会議 必要に応じ開催
 - ③主管課長等会議 必要に応じ開催
- (7) 会館管理組合を設置している各都道府県組合との情報交換、資料収集整備、調査研究を行う。

1 3 山形県市町村政連絡協議会事務

- (1) 市町村共通課題の連絡調整に関する調査研究、市町村財政負担の合理化・軽減方策の策定、市町村職員採用試験実施への協力など、県市長会、県及び各地方町村会との連携を図りながら事務を処理する。
- (2) 法令外寄附金負担金等合理化委員会 必要に応じ開催
- (3) 法令外寄附金負担金等合理化委員会幹事会 必要に応じ開催
- (4) 市町村政連絡協議会 1 回（その他必要に応じ開催）
- (5) 市町村職員競争試験実施協力委員会 1 回
- (6) 市町村職員競争試験実施への協力 随時

1 4 山形県ダム・発電関係市町村協議会事務

平成20年4月1日設立。発電関係市町村全国協議会山形県支部と山形県ダム所在市町村協議会（平成4年度から本会事務取扱）が統合。引き続き本会が事務取扱

- (1) 総 会 1 回（必要に応じ開催）
- (2) 役 員 会 1 回（必要に応じ開催）
- (3) 監 事 会 1 回
- (4) 研 修 会 電源立地地域対策交付金担当者研修会その他、情勢に応じ開催
- (5) ダム・発電関係市町村全国協議会との連携、会議への参加、情報交換、資料収集整備、調査研究を行うほか、情勢に応じ実行運動を実施する。